

社会福祉実践におけるソーシャル・インクルージョン・アートの構築に向けた研究(その一) —新潟県におけるアール・ブリュット(芸術文化活動)に関する調査を通して—

趙 晤 衍

1. はじめに

現代社会における社会福祉の問題は複雑・多様化にその特徴があり、それに伴う福祉政策や制度、社会福祉の考え方も拡大化されつつ、これまでの狭義の社会福祉政策から広義の福祉政策へと大きく変わってきている。時代の変化とともに刻々と変わっていくクライアントを取り巻く環境の変化を踏まえたニーズの多様性を的確に捉え、それらに対処していくための柔軟な発想の転換が求められる。そのためには、これまでの社会福祉の基本的な枠組みを内縁（内側）から問い直す作業と内縁と周縁を一体化していくための措置として社会福祉の拡大の持つ意義を改めて考えていく必要がある。それは、現代社会の様々な課題を既存の社会福祉の枠組みのみで解決していくことはもはや限界に等しいことと通じ合う。

戦後日本における社会福祉の発展は所得保障を中心とした福祉六法体制からスタートしてきた。そこには物理的・量的な側面として福祉のあり方が強調され、精神面の重要性が制度的、社会的に共有され始めたのは1990年代以降であろう。ひとり一人の生き方を重視した自立生活をどう支援していくのか、精神面での福祉のあり方が今日においては大きく問われている。

そこには、芸術文化の視点を踏まえた福祉実践の新たな位置づけが重要であると思われる。真のひとり一人の生き方を重視した内面からのアプローチに芸術文化という概念を融合させた福祉実践の昇華が社会環境という周縁からも同時に求められる。

しかしながら、これまでの福祉現場や実践の中で行われてきたいわゆる芸術文化活動の多くは、余暇や生きがい、自己実現（レクリエーション含む）という範疇の中で限られた意味合いとして位置づけられてきたように思われる。つまり、この活動を支える根本的な考え方に芸術性という視点は乏しく、福祉的視点のみが先行されてきたと言える。敷衍すると、障害者の福祉現場で作られた多くの作品は、その芸術性が評価される以前に作者の属性である「障害者の」作品であることが先に語られ、礼賛されたりする。それは、作品そのものへの価値を評価するのではなく、障害者が作ったことに重点が置かれることであり、しかも、高い芸術性が認められる作品であっても「障害者の」という属性として評価されてしまうことが多くみられた。大切なのは、作った人が障害者という属性ではなく、作品

そのものもつ芸術性が正当に評価されるかどうかの問題であろう。

マイノリティの人々が社会から排除されることなく、ひとり一人の生き方に即した自立生活を営むためには、社会的包摂のなかで Wellbeing をどう具現化していくのか、その切口を芸術文化という視点から問い直すことが今日においては重要である。

本研究では、ひとり一人の生き方を担保とした自立生活支援のあり方を Wellbeing やソーシャル・インクルージョンの考え方から紐解き、社会福祉における芸術の持つ新たな位置づけを試みることによって、そこから生成される創作物が Wellbeing やソーシャル・インクルージョンの具現化につなげていくことを視野にいれる。そのためには実際の福祉現場におけるこれまでの芸術文化活動がどのような意味を持ちながら実践として行われてきたのかを明らかにする必要がある。福祉現場といっても多様であり、本研究においては障害者施設に限定して調査を行った。その理由は、近年のアール・ブリュットを含めた芸術文化活動が社会からも福祉現場、特に障害者の分野においても少しずつ周知されつつあること、更には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催と相まった障害者の作品が注目されていることを踏まえたからである。

2. 調査概要と結果

調査の目的は、近年、アール・ブリュットという考え方、実践が福祉現場は勿論、一般社会においても話題になってきている。日本語の意味合いとしては、正規の芸術教育を受けてない人々によるありのままの芸術作品を指す用語として知られているが、必ずしもその定義や考え方が統一されたわけではない。しかしながら、福祉現場や一般社会においてアール・ブリュットの考え方や実践は今後益々活発化されていくと予測される。

社会福祉法人のぞみの家福祉会及び敬和学園大学趙研究室では共同研究の一環として新潟県の障害者福祉施設における芸術文化活動の現状と課題をテーマとして取り上げ、その実態調査を行い、その結果については、広く一般社会や福祉施設における今後の芸術文化活動の発展につなげたいことを目的に今回の調査を行っている。

調査の方法としては、新潟県内の障害福祉サービス事業所等に対し、アール・ブリュット（芸術文化活動）についての認識やその活動状況についてのアンケート調査を実施した。

調査対象は、新潟県全域から障害者総合支援法に基づく通所系の障害福祉サービス事業所 118 ヶ所（内訳：生活介護事業所 15、就労継続 B 型事業所 67、多機能型事業所 36）と入所系の障害者支援施設 42 ヶ所の計 160 ヶ所とした。調査票は郵送により配布・回収を行った。

調査期間は 2016 年 11 月 30 日から 12 月 20 日までの期限付きで行っており、調査票は全ての事業所に対し同じ内容のものを作成した。調査内容については、概ね次のとおり

である。

まず、基本項目には、事業所に関するサービス種類、利用定員、障害種別の割合、利用年齢、職員数、事業所開所年月、利用者工賃を質問した。さらに、芸術文化活動への関心と現在の活動状況、現在活動を行っている事業所には、どこで、いつ、どのくらい、だれと、どんなことをしているか、また、作品の保管状況などを質問した。その他、活動を行う上での課題や必要としていることなどを記入してもらった。さらに、現在活動を行っていない事業所についても質問項目を設け、関心のある取組みや今後活動を取組む上で重視したいことなどについても質問を行った。最後に、全ての事業所に対して、新潟県において芸術文化活動支援に必要とすることは何かについて質問を行った。

回収状況に関しては、母集団 160 か所の中で 84 か所から回答を得ており、回収率は 52.5%となっている。内訳としては、通所系 71 ケ所（生活介護事業所 12、就労継続 B 型 35、多機能型 24）と入所系 13 ケ所（障害者支援施設）となっている。

調査の回収状況に関する詳細は次の通りである。まず、調査票の依頼種別先としては、就労支援継続 B 型 67 か所に発送し、35 か所から回答（回答率 42%）が得られた。入所系施設には 42 か所に発送し、13 か所から回答（回答率 15%）を得た。また、多機能型事業所は 36 か所に発送し、24 か所から回答（回答率 29%）が得られた。生活介護施設は 15 か所に発送し、12 か所から回答（回答率 14%）を得た。以上の中で回答率が最も多かったのは就労継続 B 型であり、その次が多機能型事業所の順になっている。

以下、調査回答項目別の結果についてまとめる。本調査の質問項目の殆どは自由記入方式を取っている。その理由は、福祉現場における今日というアール・ブリュットを含めた芸術文化活動は始まったばかりであり、既存の資料が乏しいことと、より柔軟な現場の考えを自由に把握するためには選択型質問ではなく自由記入の回答形式が今回の調査では適切であると判断したからである。以下においてすべての回答者からの回答を掲載することは紙面の関係で省略せざるを得ないが、できるだけ本研究と関連が深い内容や最も多かった回答などを中心に分析をしたことを予め記しておきたい。

まず、芸術文化活動に関心があるのかの質問に対しては 81%（68 人）の人が「はい」と答えており、その関心の理由を尋ねた結果は次の通りである。

以上のように、障害者施設（以下、事業所）において芸術文化活動に関心を持っている理由についての結果は多様であるが、例えば、事業所の日中活動での取組みの一つとして考えられること。事業所の利用者さんの中に絵をはじめ工芸品など作品を作ることが好きな人がおり日中活動のメニューとしてのニーズがあること。観る人の視点からは芸術的な才能を感じさせるものもあり、本人の隠れた能力や才能、可能性を引き出すことができる

のではないかとのこと。好きなことが続けられれば精神的な安定が図られ、充実した時間が過ごせるといったことなどが主な理由となっている。

一方、芸術文化活動に関心がない人は19%となっており、その理由を尋ねたところ、事業所では余暇活動的な取組みと考え、時間的に取組む余裕がないことや芸術活動としては取り組む余裕がない。工賃向上に繋がらないといった理由になっている。

以上のように、芸術文化活動に関する興味や関心はかなり高まっていることが伺える反面、現時点で実際に何らかの芸術文化活動を行っている事業所の割合は相対的に低くなっている。芸術文化活動を行っていないと答えた割合は63%と高く、活動を行っていると答えた事業所は37%に留まっている。芸術文化活動への関心の高さは全体の81%を占めているにも関わらず実際の活動には結びついていないことが明らかになっている。このような現象は、これまでの障害者施設等において行われた各種美術関係等の活動の多くは芸術文化という枠組みではなく余暇活動などの位置づけとしての考え方が強かったことを逆説的に物語っているといえる。

一方、前述の芸術文化活動に関心があると答えた68(81%)人の内、実際に何か芸術文化活動を行っているのかの質問には31人(45.6%)が何かの活動を行っていると答えている。何も行っていないと答えた人は53人(63.1%)であった。このように実際の芸術文化活動に興味関心を持ち、実際に活動を行っているところの割合は5割近くになっており、今後の展開を考えると興味深い数値である。

実際に活動を行っている事業所にさらに次のような質問を行った。まず、芸術文化活動を行っている場所について尋ねたところ、「事業所」と答えた人が9割に近く、「自宅」と答えた人が2割であった。外部の教室やアトリエ、その他と答えた人はゼロであった。一方、今現在、活動は行っていないが興味関心は高く持っている事業所に活動場所の意向について質問したところ、「事業所」と答えた人は5割となっており「外部の教室」と答えた人は3割を超えていた。ここでは事業所だけではなく外部の教室にも活動場所を広げたいとの希望をもっていることが分かった。しかし、実際に活動を行っている事業所に対しての答えでは「事業所」と答えた割合が9割近くになっていることから、現実課題として活動場所の整備が整っていないことが明らかになっている。

引き続き活動を行っている事業所に対して、活動を行っている頻度について尋ねたところ、週に1回程度との割合(11人)が最も多く、月に1度程度(8人)、毎日(8人)、その他(7人)の順となっている。また、利用者は実際に誰と活動を行っているのかについては、事業所の人(21人)、外部の講師(アーティストなど)(8人)、一人で(3人)、家族(1人)、その他(1人)の順になっている。前述の活動場所でも事業所が多かったように活動に関わる支援者も事業所所属の割合が最も高いが、外部からの講師・アーティ

ストを招いて活動を支援するところも8か所になっていることは関心の高さの現れだと思われる。

一方、実際の活動プログラムについて最も多かった回答は絵画（24人）であり、その次がパフォーマンス（音楽・ダンス、演劇など）（8人）、その他（10人）、織物（4人）、陶芸（3人）、木工（3人）、版画（0人）の順となっている。

また、今回の調査では、福祉現場における芸術文化活動から生成される作品の管理体制はどうなっているのかについても尋ねた。作品の保管場所で最も多かったのは「事業所」（22人）であり、続いて「自宅」（8人）の順であった。さらに、作品の保管状態について尋ねたところ、「そのまま保管」（20人）が圧倒的に多く、「額装して保管」（9人）、その他（3人）の順であった。このように、活動を通して生まれた作品の多くは事業所においてあることが多く、保管の状態も特に気にせずそのまま置いていることが分かった。

以上の質問項目の答えから考えられる特徴は、活動場所と活動の担当者が事業所であると答えた割合が最も高い傾向であること。つまり、外部講師の招聘の割合が低く、活動場所の多くが事業所であることは、活動を支援する支援者の多くは通常の事業所の職員であることを間接的に示していると言える。このことから現場における実際の芸術文化活動には活動プログラム別の専門知識や技術を持っている人による支援体制が不備であることが浮き彫りになっているといえよう。

次に、芸術文化プログラムを行っている事業所の方に対して活動を行う際に重視していることは何かについて尋ねたところ、以下のように様々な意見が寄せられた。

回答結果をカテゴリー別にいくつか分類してみると、利用者本人の気持ちを汲み取った支援、活動を製品づくりにつなげたい支援、地域住民との交流などを目的とした支援などに分けることができる。例えば、利用者本人の気持ちを汲み取った支援で重視したいことは、「参加者が自由に楽しむこと」、「利用者の個性」、「本人の創作意欲喚起」、「参加者のリフレッシュ」、「情緒の安定」、「余暇の幅が広がる」、「仕事以外の楽しみ」、「制作する喜び」、「完成時の達成感」、「創造の喜び」などをあげており、利用者の気持ちを重視した余暇活動、生きがいや自己実現に重点を置いていることが伺える。

一方、近年の就労支援プログラムの多様化に伴い、仕事としての芸術文化活動を位置づけている事業所も増えていることに伴い、例えば、活動を仕事としての役割を持たせたい（製品づくり）。作品として各種イベントに出店。発表の場を設けるなどに重点を置きたいとの意向も明らかになっている。他には、芸術文化活動を媒介とした地域との交流を広げていくことに重点を置きたいということで作品展への出店、イベントへの参加、外部講師との交流などがあげられた。また、実際に活動を支援する立場からの注意点などに気を配っている支援者側の心構えとして、例えば、「障害の属性に合った表現とは何かを工夫」、「参

加者の意向を重視」、「求められた以外のアドバイスは最小限とする」、「職員からの提案で創作活動の体験」などをあげている。

一方、芸術文化活動は行っていないと答えた人に対しても上記と同様の質問を行ったところ特徴的なことは、就労支援の場で重視されるのは工賃の支援であり、そのような場で芸術文化活動に求められるのは「製品の価値は何か」、「新たな作業」、「製品の創出につながるのではないか」との意見があった。この考えは、芸術性を活かした工賃アップへの新たな道を描きたいと考えていると思われる。この意見は他の事業所にも共通していると考えられ、近年の就労支援とアール・ブリュットなどの芸術文化活動が相まってそれを工賃アップに繋げたいという現場の声が反映されているといえる。

次の質問項目は、日頃芸術文化活動を行う上での課題や必要としていることは何かについて尋ねた。まず、画材、道具、場所などに関する回答結果は次のようである。

芸術文化活動を行う上で、画材や道具は高価なものが多く本格的にやるとすればお金がかかること、活動の場所が狭くその都度すべての道具を片付ける必要があるとのこと、作品の保管や処分困っていること、身体障害の人が使う道具がほしい、ボランティアの講師がほしいなどの意見が寄せられた。やはり、本格的な芸術文化活動には、お金がかかること、活動場所に限りがあること、事業所内には芸術文化活動の専門的な人材が不足しており、外部の講師に頼ることも限界があることなどが課題として浮き彫りになっている。

このような回答は、芸術文化活動に関心はあるが行っていないと答えた事業所からも同様の意見が多く寄せられている。

以上の回答結果からも分かるように、上述の今現在活動を行っている事業所から出された課題と重なるところもあるが、活動を行っていない事業所のみ突出した課題が多く見られる。例えば、活動場所がない、道具を購入する費用やその財源がない、活動を支える専門的知識や人材がない等の答えは類似している。その反面、普段の作業が忙しく時間的余裕がない、日常的な作業とは関連がなく工賃収入に結びつかないため場所や道具も用意していない、そもそも施設の役割に芸術文化活動が含まれていない、就労支援が目的であるために既存の作業や製品づくりなどが優先されること、それに伴う工賃アップが目的であるために芸術文化活動を取り入れる時間的財政的余裕がないことが明らかになっている。

この質問項目では以上のように活動が就労と工賃に強く結びついており、これらと関連がないと取り組みにくいことが分かる。しかし、芸術文化活動が「創作→収益→雇用」の順番につながる仕組みが確立されれば福祉現場においても取り入れる可能性は高いことを逆説的に示唆することでもある。

続いての質問項目には、事業所の職員と活動への関わりについて、多様な回答の中で特に注目したい項目についてみていくと、利用者と支援者の1対1の関わりが望ましいと

思っているが、職員の時間が確保できない状況であること、職員が付き切りで関わると作られる作品も画一的になりがちであること、職員に知識がないので利用者の才能を活かすきれない、作られた作品の活用方法・展示の仕方が分からない、創作物の社会的価値が分からず外部にお願いしている、職員の専門的な技術や知識など人材が不足しているなどの意見が多く寄せられている。

このように実際の福祉現場における芸術文化活動に関わる専門人材が不足していることが明らかになっている。この課題は、単なる専門人材の不足というより、これまでの長年に渡って行われてきた福祉現場の芸術文化活動の目的と意義がどこにあったのか、上述でも明らかになってきたように多くの事業所での活動は余暇や生きがいなど自己実現の位置づけとしての意味合いが強かったことを間接的に示しているといえる。

次の質問項目は、創作物に関する販売や商品化、発表などについて尋ねた内容である。この回答結果については大きく二通りの結果が見られており、作品の発表会や展示会は行っているが販売や商品化までは行われていない事業所があること。それに対して、地域のアート展への出展や独自にギャラリー展示販売も実施するなど積極的な取り組みにつなげている事業所があったことである。

しかし、多くの事業所では制作した作品を販売するというより地域のイベントなどに出展したり、法人内の各施設のイベントや文化祭に発表しているのが実態のようであった。なかには、積極的に作品を販売したり、展示したりすることにあえて遠慮しているとの回答もあった。また、一部の事業所では、創作物を絵画カレンダー、皿、コップなどに商品化しているところもあった。

全体的な意見としては、作品を単なる発表や展示のみでなく、芸術文化の作品として商品化まで行うことは利用者本人の励ましにつながることであり、それに期待感を示す傾向が強いことが分かった。

次の質問項目は、創作物に関する権利（著作権、販売権など）に関する質問である。以下のような意見が寄せられたが、特に著作権等の契約や考えが行き届いてないことや権利を有する商品がないとの意見、販売を行い売り上げを利用者に工賃として支払っているが権利については取り組みがないことをあげている。また、本人に意志決定できる能力がない人が多くあやふやになっていることがあげられており、全体的には活動から生まれてくる創作物の権利については取り組みが殆ど見られないのが明らかであった。ただ、活動は事業所の創作活動時間に行っており権利も事業所で管理しているとの答えもあり、すでに著作権に趣をおく事業所も現れていることは意義深いことである。

今後の方向に関しての質問には、著作権、版權に関する相談窓口があるとよいとの意見が多数であり、また、これらに関する現実的課題の解決はどのように行っているのかに対

してはウェブサイトや冊子、研修会等で行っているとの答えがあった。

一方、芸術文化活動に関心はあるが、実際は行っていないと答えた事業者に対する質問も同様に行ったところ大きな違いはなかったなのでその結果については省略する。

続いての質問項目には、新潟県において今後の芸術文化活動を支援していくうえで必要とされることは何かについて回答を得た。この質問項目は、活動を行っているかどうかに関係なく回答者すべてに行った。回答結果を簡単にまとめてみると、活動をするうえで財政的な支援が必要、作品を発表する機会と場所の確保、専門的なスタッフと人材の育成、職員の研修体制の確保、活動の普及やPR活動、メディアへの露出の必要性、芸術文化活動が工賃アップにつながる事例の発掘などが主な意見となっている。

また、本質問に対する直接的な答えではないが、価値のある作品になるのはごく少数派ではないか、表現することは良いことだと思うが、そこにどういう価値を見出せるのか理解できない、というような意見も寄せられた。この文脈のみを見て推測できることは、福祉現場から行われる芸術活動そのものの意義については理解できるがそこから生まれてくる作品にどのような価値があるのかに関しては疑問を感じていることが伺える。おそらく、他の多くの福祉現場での実践でもこのように感じている方々が大勢いると推測される。それは、福祉現場における芸術文化活動の置かれている現状を短編的に表しているが、その内面にはここ数年から始まっているアール・ブリュットを含めた芸術文化活動の新たな展開が持つ意義と現場におけるそれとの意義の捉え方に乖離現象が起きていることを露わにしているといえる。

続いて最後の質問項目では、アール・ブリュットの用語や意味などに関する考え方、疑問も含めての意見や感想などについて尋ねたところ多くの回答が得られた。この回答結果についていくつかのカテゴリー別に考えていくと、まず、アール・ブリュットの用語や意味などについては、横文字で意味が分かりにくい、アール・ブリュット展を聞いたことはあるが中身や内容までは知らない職員が多い、アール・ブリュットの用語は研修で初めて知ったなどの意見が多かった。

また、利用者を作者としてどう評価すべきか、例えば、障害者の作品として評価するのかという回答もあり、アール・ブリュット本来の概念と日本におけるアール・ブリュットの展開が障害者の芸術作品として取り上げられている現状も踏まえて現場においても混乱が生じていることが伺える。

さらに、回答結果からは、余裕時間の充実のためにアール・ブリュットを取り入れたい、個人の作品を文化祭などに展覧しているが趣味として行っている、このほかには、アール・ブリュットを活動に積極的に取り入れたいとの意見も多く上がっている。ここから伺えることは、今後福祉現場においてアール・ブリュットを含めた芸術文化活動をどのように位

置くべきなのか、今後大切な議論になっていくと思われる。なぜなら、アール・ブリュットなど近年の日本における障害者分野における芸術文化活動は単なる生きがいや余暇活動、自己実現の領域を超えた芸術性という新たな社会的価値の側面とその価値を就労支援に繋げた工賃収入による自立支援の考えなども相まっている。

その他の回答には、興味深い絵を描いている人がいるがその力を引き出せないといった意見とアール・ブリュットに関する普及、啓発の強化が必要であるとの意見も上がっている。

3. 考察

福祉現場において芸術性に対する正当な評価の必要性が強調され部分的とはいえ、実践として行われるようになってきたのは1990年代以降である。特に近年には障害者分野における工芸作品や演劇、音楽など身体的表現を含めた芸術的価値が認められるようになってきたが、その背景には海外からの影響に一躍があったといえる。1990年代以前の障害者による芸術表現は、ごく一部の先進的な活動などを除いては福祉現場での余暇や生きがい、自己実現活動の一環として行われた経緯がある。ある意味で、このような背景から生み出された多くの作品は活動から生まれた副産物であるとのイメージが強く、作品本来の芸術的価値を評価する雰囲気までは至らなかったといえる。当然ながら多くの現場からもその作品を正当に評価する目的が不在する中、その必要性をあまり感じなかったように思われる。このような傾向は本調査結果からも明らかになっているように、多くの事業所では作られた作品の管理体制や著作権、版權などに関しては深く考えていないことから明らかになっている。

しかし、近年においては、障害者の就労支援に趣をおいた工賃アップに軸を置いた芸術文化活動に付加価値を求める機運が高まり先進的な活動事例や成果が表れるようになってきた。それに伴う芸術文化関連の福祉関係者への研修の機会も見え始めている。さらに、数的には少ないがアール・ブリュットを含む芸術文化活動から生まれた作品を専門的に扱う美術館や販売流通も整っている機関も現れるようになってきた。このようなアール・ブリュットを含めた障害者芸術の広がりとは従来の福祉現場から行われてきた活動とは区別される動きである。いずれにしても、これらの動きに従来では見られなかった芸術的価値を視点に見据えていることは大きな転機であることに間違いはない。

以下、これまでの日本におけるアール・ブリュットを含めた芸術文化の新しい考え方や実践がどのように始まってきたのかを考察し、本研究の課題であるソーシャル・インクルージョン・アートへの議論を深めていきたい。

1993年東京の世田谷美術館で行われたパラレル・ヴィジョン展においては、アウトサイダー・アートという用語が使われ、これまでなかった障害者の芸術文化運動につなげた

ムーブメントが起きたのである（1992年にロサンゼルス・カウンティ・ミュージアムで開催された展覧会で、翌年世田谷美術館に巡回している）。

アウトサイダー・アートという用語はアール・ブリュット（調理されていない生の芸術）というフランスで生まれた芸術概念であった。提唱者であるジャン・デュビュッフェ（1901-1985）は、当時のエリート画壇を憎み、独自の作風に悩んだ時期と重なる。突破口となったのは、精神障害者の自由奔放な芸術性にふれ、伝統の枠を外れたところに表現の可能性あることを発見したのである。後に彼は1976年にスイスローザンヌにアール・ブリュット美術館をオープンするに至る。

1990年代以降日本における各種展覧会の呼称としては、アウトサイダー・アート巡回展、エイブル・アート 99 東京展など障害という言葉を用いず、あえてカタカナ表記が使われたのは注目に値する出来事であった。なかでも、特筆すべきなのは、1993年「障害者芸術文化ネットワーク準備委員会」（後のエイブル・アート・ジャパン）の発足とともに、日本における障害者芸術文化運動を全国規模で展開するようになり、日本生まれのエイブル・アート・ムーブメント（可能にする芸術）として福祉施設や作業所、市民を巻き込んで拡散されていった。

このように、90年代から始まった日本におけるアウトサイダー・アートの動きは、エイブル・アートやアール・ブリュットとして市民社会にも少しずつ馴染んできたと言える。

しかし、これまで約20年間に及ぶ市民社会を巻き込む形でのアウトサイダー・アートの発展とは裏腹に一部の先進的な福祉施設・機関を除いては一般の社会福祉施設内部においては無縁のごとく浸透してきたとは言い難い。特に、これらの動きは周縁からの力や働きかけによって拡散してきた面が強かったように思える。したがって、福祉現場という内縁からの働きによる変革の度合いは相対的に脆弱であったと言える。

これまで日本における市民社会を取り込むアウトサイダー・アートの飛躍的な発展を外部要因によるものが強かったとするならば今度は一般社会福祉の内部からの変革がより強く求められると言える。

4. 終わりに

一般の福祉現場から広く支持されるアール・ブリュットを含めた芸術文化活動の定着にはいくつか乗り越えるべき課題があると考えられる。一つ目は、そもそものアール・ブリュットの概念や意義は何かへの問いかけ。二つ目には、日本におけるアール・ブリュットを含めた芸術文化活動の実践と一つ目の問いとの関係。三つ目は、今現在、すでに広く市民権を獲得しつつある障害者分野における芸術文化活動とアール・ブリュットの一体化への動き、つまり、障害者作品イコールアール・ブリュット作品という捉え方。四つめは、

一つ目の問いにソーシャル・インクルージョン・アートの新しい考え方や実践を結びつけた共生型社会への実現は可能なかへの問いかけである。

まず、一つ目の問いについて日本においてはアール・ブリュットの概念や考え方はすでに数多く取り上げられており新たな説明は不要であるが、「生（き）の芸術」という意味で正規の芸術教育を受けていない人による自由奔放な表現を指すと解釈できる。ここでは障害者による作品に限定しているとの表現は見受けられないのが特徴である。しかし、日本におけるアール・ブリュットを含めた芸術文化活動を指すときは必ずと言ってよいほど障害者と結びつけて議論されることが多いのが現状である。一つ目のアール・ブリュット本来の概念はさて置き、日本での展開は障害者や福祉という属性と領域からの色合いが強く社会に広がっている。二つ目の問いはこのことを指しており、実際に障害者分野においては芸術性の高い作品が数多く紹介され、一般社会からも福祉現場からも高い評価と関心を集めている。しかし、この現象からは危惧される点もある。アール・ブリュットイコール障害者の作品という捉え方は「障害者」が作ったという属性がつきまとう危険が見え隠れしている。これまでの福祉では長い間 ICIDH という考え方による障害を捉えてきた経緯がある。そこには障害をハンディとして捉える傾向が強くその後の ICF の考え方に変わるまで広く社会に浸透していたのである。つまり、ICF の考え方を基底に置いた社会福祉の考え方と実践が大きく問われている昨今の時代的変遷を鑑みてアール・ブリュットを障害者に限定した捉え方で良いのかの疑問にどう対処すべきか、これらが四つめの問いであり課題でもある。

四つめの、アール・ブリュットをソーシャル・インクルージョン・アートと関連づけて考えることである。この考え方は、一つ目のアール・ブリュット本来の意味を基底に置き、その上にソーシャル・インクルージョンの考え方を掛け合わせることである。掛け合わせたものをソーシャル・インクルージョン・アートと位置づける方法である。つまり、本来のアール・ブリュットの意味には障害者という属性は存在しない、「生（き）の芸術」のことに視点を置くのである。この考え方によって、福祉現場や障害者が作った芸術作品であってもその属性を問うのではなく、もっぱら作品のもつ芸術的価値に視点を置くことが可能になるといえる。それがアートの持つ力であり魅力でもある。そもそも芸術作品を鑑賞するには、作った人の属性は関係のないことであり作家としての個人名とその人の世界を代弁する豊かな表現で十分といえる。ICF の考え方である環境因子に注目したアプローチとしてソーシャル・インクルージョン・アートの可能性に期待を寄せる理由はここにある。しかし、ソーシャル・インクルージョン・アートという考え方や用語に関してはこれからの検証と批評が必要になってくると思われると同時にそのことは今後の課題としてさらに議論を深めて行かなければならない。

参考文献

- 保坂健二郎監修、アサダワタル編集（2013）『アール・ブリュットアート日本』平凡社
一般社団法人たんぼぼの家（2015）「奈良県における障害のある人の芸術文化活動に関する調査」
ミシェル・テヴォー著、杉村昌愛昭訳（2017）『アール・ブリュット野生芸術の真髄』人文書院
保坂健二郎監修、中村正人編著（2013）『福祉×表現×美術×魂』3331Arts Chiyoda
社会福祉法人クロー（2014）『ボーダレス・アートミュージアム NO-MA10 年乎軌跡—境界から
立ち上がる福祉とアート』
末永照和（2012）『評伝ジャン・デュビュッフエール・ブリュットの探究者』青土社
ハンズ・プリンツホルン著、林晶/ティル・ファンゴア訳（2014）『精神病者はなにを想像したのか—
アウトサイダー・アート/アール・ブリュットの原点』ミネルヴァ書房
川井田祥子（2014）『障害者の表現共生的なまちづくりにむけて』水曜社
藤澤三佳（2015）『生きづらさの自己表現』晃洋書房